

平成21年6月19日

## 国際裁判管轄法制に関する中間とりまとめのためのたたき台(5)

### 第2 特別裁判籍

#### 1 義務履行地

義務履行地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。
  - ア 当該債務を履行すべき地が契約において定められた場合において、その地が日本国内にあるとき。
  - イ 当事者が契約において選択した地の法によれば、当該債務を履行すべき地が日本国内にあるとき。
- ② 契約上の債務に関連して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求又は契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え（上記①の訴えを除く。）は、上記①の規律により当該契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、日本の裁判所に提起することができる。

(補足説明)

#### 1 本文①について

本文①ア及びイは、部会資料14の対応部分と同一の内容を提案するものであるが、「契約上の請求に係る訴え」を「契約上の債務の履行の請求に係る訴え」、「義務履行地」を「債務を履行すべき地」と修文するなどして、契約上の特定の債務に係る規律であることが明らかになるようにしたものである。

また、部会資料14においては、本文①ウとして、ウィーン売買条約に関する規律を提案していたが、同条約が適用される場合には、例えば、通則法第8条（当事者による準拠法の選択がない場合）により締約国法が準拠法となり、義務履行地が定まることもあり得ることから、第6回部会において、同条約の定める義務履行地を一律に管轄原因とすることは、当事者の予測可能性に照らしても問題ではないか

との指摘がされた。本文では、この指摘も踏まえ、部会資料14の本文①ウを削除し、同条約が定める義務履行地に関する独立の規定は置かず、本文①ア又はイに該当する場合に国際裁判管轄を認めることとしたものである。

## 2 本文②について

本文②は、契約上の債務に関連する事務管理若しくは不当利得に係る請求又は債務不履行による損害賠償その他契約上の債務に関連する請求に係る訴えで、上記①の訴えに該当しないものについて、当該法定債権の義務履行地ではなく、契約上の当該債務の履行地を基準として管轄を定めることを提案するものである。その対象として主に想定されるのは、不当利得、事務管理、債務不履行による損害賠償であるが、これに限定することなく、契約上の債務に関連する請求（なお検討を要するが、安全配慮義務違反又は説明義務違反による損害賠償請求などを想定している。）を包含するものとしている。

本文②によれば、例えば、(i)売買契約において、売主が代金不払いにより契約を解除し、引き渡した目的物の返還を請求する場合には、売買契約上の代金支払債務、(ii)受任者が委任の範囲を超えて義務なく委任者のために事務をした場合に費用の支払いを請求する場合には、委任契約上の報酬支払債務、(iii)売買代金不払いによる損害賠償を請求する場合には、売買契約上の代金支払債務、が基準となり、本文①の規律に基づいて国際裁判管轄が定まると考えられる。

なお、契約において、債務不履行による原状回復請求又は損害賠償請求について、明示的に履行地が定められているような場合（部会資料14の②ア参照）には、本文①アに含まれることを前提としている。また、本文は、契約上の債務との関連性を問わず、不法行為、不当利得、事務管理の原因事実が発生した後に当事者が変更した準拠法の義務履行地（同②イ参照）に管轄の原因を認めるものではない。

## 3 財産所在地

財産所在地（差押可能財産の所在地）の特別裁判籍については、以下のような考え方があるかどうか。

【甲案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(2) 外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより、その裁判権を行使した場合には、その外国裁

判所の確定判決は効力を有しないものとする。

【丙案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、日本国内に所在する被告の財産に対し仮差押えがされているときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

本文は、これまでの議論を踏まえ、差押可能財産の所在地の特別裁判籍について、3つの規律を提案するものである。

甲案は、規律上は財産所在地による管轄に制限を設けず、その財産価値が著しく低いなど日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることが相当ではない場合には、特段の事情があるものとして管轄を否定するとの考え方である。実際の裁判例では、濫用的事例は例外的であり、そのような場合には特段の事情により国際裁判管轄を否定すれば足りることを根拠とする。

乙案は、国内に被告の差押可能財産があることを管轄原因として認める一方、逆に、外国裁判所が差押可能財産の所在のみをもって裁判権を行使したときは、その外国裁判所の確定判決を承認しないとの考え方である。この考え方は、文言上は、間接管轄の範囲を直接管轄の範囲より狭くするものであるが、外国裁判所に対して、財産所在地管轄に基づく我が国の確定判決を承認・執行する必要はないことを示すことにより、我が国の判決の効力が国内の財産にのみ及ぶことを確保しようとするものである。なお、異なる直接管轄と間接管轄の範囲を規定するものとして、破産法第4条第1項と外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第17条第1項がある。

丙案は、原告が、本案の権利の実現を保全するため、国内に所在する財産に対し仮差押えをした場合に限り、財産所在地による管轄を認めるとの考え方である。この案は、原告が仮差押えをする場合には、当該財産に相当の価値があると判断し、本執行する意思を有している場合が多いと考えられることから、仮差押えという要件を課すことにより、財産価値の著しく低い財産の所在地による管轄の作出を防止することを意図するものである。丙案においても、判決の効力が及ぶ範囲については、(i)本案の権利を実現するため、国内にある財産に対して予め仮差押えをした場合には、本案訴訟について日本の裁判所の管轄を肯定するに足る関連性が生じるものとして、その本案判決が及ぶ範囲を仮差押対象財産に限定せず、外国に承認執行を求めることも排除しない、(ii)本案判決が及ぶ範囲は仮差押対象財産に限定しないが、乙案と同様の規定を置くことにより、その判決の効力が日本国内の財産にのみ及ぶことを確保する、(iii)本案判決の効力が及ぶ範囲を仮差押対象財産に限定をするなどの考え方があり、なお検討を要する。

なお、本文の考え方のほか、第6回部会においては、請求と財産の関連性を要件と

すべきとの意見もあった。請求と財産の関連性を要件とする場合の訴えの例としては、日本の不動産を売買した際の仲介手数料の支払や、日本で登録された商標の使用許諾料の支払を請求して、日本の裁判所に訴えを提起する場合が考えられる。

## 6 社団又は財団に関する訴え

社団又は財団に関する訴えの特別裁判籍については、以下のとおりとすることによってどうか。

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定する訴えを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他これに準ずる訴えは、会社その他の社団又は財団が日本の法令により設立されたものであるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。
- ② 法第5条第8号に掲げる訴えは、社団又は財団が日本の法令により設立されたものであるとき（社団又は財団が法人でない場合には、社団又は財団の主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるとき。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

（補足説明）

本文①は、表現振りを修正したほかは、部会資料15から変更はない。

なお、社債管理会社による社債発行会社の弁済等の取消しの訴え（会社法第865条）は、詐害行為取消しの訴えに類似する性質を有する訴えであるが、統一的な紛争解決による社債権者間の平等の確保、社債管理者の負担の軽減などを図るため、社債発行会社の本店所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄としたものと解される。また、会社が債券を海外で発行する場合において、それが会社法に基づくものであるときに限り、「社債」として会社法第865条等が適用される。

このような会社法の規定の趣旨を踏まえると、国際裁判管轄についても、会社法に基づいて発行された社債に関する弁済等の取消しの訴えは、社債発行会社の本店所在地の専属管轄として統一的な解決を図る必要があると考えられることから、本文①の規律に含めることとしている。

本文②は、部会資料15の丙案を提案するものである。

（注）

会社その他の社団の債権者からの役員等に対する訴え（第三者から取締役等に対する損害賠償の訴え（会社法第429条）等）について、規律を設ける必要があるか否かは、なお検討を要する。